

野田市ひとり親家庭等日常生活支援事業の概要

1 事業の目的

母子家庭、父子家庭、寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）が技能習得のための通学や就職活動又は社会的事由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、残業、転勤、出張等）により一時的に生活援助又は子育て支援が必要な場合や、ひとり親家庭等となって間がないなどの事由により生活が不安定な場合などに家庭生活支援員を派遣し、その生活を支援することにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的とします。

2 事業の概要

（1）実施方法

家庭生活支援員の派遣、調整について、野田市母子寡婦福祉会に委託

・家庭生活支援員の登録

野田市の「家庭生活支援員登録簿」に登録。令和7年12月1日現在28名が登録

・事業のながれ

派遣等対象家庭登録

利用者は事前に派遣等対象家庭登録申請を行い、市の「家庭生活支援員対象家庭登録簿」に登録



派遣依頼

野田市が利用者からの申請を受けた場合、野田市母子寡婦福祉会に家庭生活支援員の派遣等を依頼



家庭生活支援員の派遣

野田市母子寡婦福祉会は支援の内容及び地域性等を考慮し、家庭生活支援員に派遣等の要請

家庭生活支援員は、利用者の居宅や講習会場に訪問又は家庭生活支援員の居宅で必要な支援を行う。

※家庭生活支援員の居宅又は利用者の居宅の場合は、1家庭に1人の家庭生活支援員を配置する。それ以外の場所で子育て支援を実施する場合は、原則として家庭生活支援員を2人配置し、児童が5人を超える場合は、児童5人ごとに家庭生活支援員1人を追加する。



支援終了

家庭生活支援員は、支援終了後、支援報告書と請求書を母子寡婦福祉会に提出



手当の支払

母子寡婦福祉会は請求内容を審査し、手当等を支払う。

(2) 家庭生活支援員手当（1時間あたり）※令和7年度単価

区分	支援場所	時間	手当の額
生活援助	居宅及び 利用者の居宅	9：00～18：00（時間内勤務）	4,400円
		18：00～翌日9：00（時間外勤務）	5,500円
子育て支援	居宅及び 利用者の居宅	9：00～18：00（時間内勤務）	2,200円
		18：00～翌日9：00（時間外勤務）	2,750円
	講習会会場等		3,300円

※利用者の居宅において行う子育て支援は、生活援助として扱う。

- ①講習会場等において子育て支援を行った場合の手当は、児童の人数にかかわらず、配置する家庭生活支援員1人につき、1時間3,300円とする。
- ②1回の支援要請に係る支援時間の合計が1時間に満たない端数が生じた場合は、30分に満たないものは切り捨て、30分を超えるものは1時間として扱うものとする。
- ③支援時間が時間内勤務と時間外勤務の両方の時間帯にかかる場合は、1回の支援に要した時間にそれぞれの区分ごとの1時間あたり手当を乗じて得た額の合算額とし、10円未満の端数は切り捨てる。

(3) 保険関係

家庭生活支援員の活動時間中における「普通障害保険」に野田市が加入

支援員本人	死亡、後遺障害 5,000千円
	入院保険金日額 3,000円
	通院保険金日額 2,000円
賠償責任保険	物損事故 人身事故とも最高1億円

(4) 派遣対象家庭

派遣要件	現在の実施状況
○技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由により一時的に支援を必要とする場合	・実施
○社会的事由により一時的に支援を必要とする場合 ・疾病・出産・看護・事故・災害・冠婚葬祭・失踪 ・転勤・出張・学校等の公的行事参加など	・実施
○生活環境が激変し、日常生活を営むのに、支障が生じている場合 (ひとり親家庭等になって概ね6か月以内の家庭であつて間がない家庭などであること)	・保育所入所申請後、保留となった場合に支援を実施
○乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭等であって、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合(所定内労働時間の就業を除く。) に定期的に生活の援助又は保育サービスが必要な家庭	・実施

(5) 支援の内容

(ア) 生活援助

支 援 内 容	具体的業務内容	備 考
食事の世話	調理、摂食、片付け、食器等の洗浄、収納整理	食品衛生の確保
住居の掃除	家屋内（トイレ、浴室含む）の掃除及び戸外の掃き掃除等	草取りや立ち木の剪定は含まず
身の回りの世話	洗濯、身体介助（衣服の着替え、入浴、トイレの介助、汚物処理等）	
生活必需品等の買物	利用者からの求めに応じ生活必需品等の買物を行うもの	買物先は利用者宅付近とする
医療機関等との連絡	医師とのかかわりをもたず薬を取りに行く程度	
その他公用な用務	上記以外の軽易な用務	保育所等への児童の送迎等も含む

(イ) 子育て支援

支 援 内 容	具体的業務内容	備 考
乳幼児の保育	家庭生活支援員の居宅若しくは職業訓練を実施している場所等において行う保育（遊び、授乳（食事）やおむつ交換など身の回りの世話）	0歳から就学前児童を対象とする。家庭生活支援員の居宅以外の場所における子育て支援の場合、当該施設に保育環境が整備されていることが支援条件となる。
児童の生活指導	家庭生活支援員の居宅若しくは職業訓練を実施している場所等において児童に付き添い母等の代わりとなって児童の身の回りの世話をを行うもの（相談相手、おやつの提供）	親不在時等における児童の世話を行なうもの。家庭教師などの業務は含まれない。

(6) 支援期間及び時間

区分	支援期間及び時間	備考
支援期間	一回の申請につき <u>10日以内</u> (期間延長有り)	年末年始（12月29日から翌年1月3日）は除く
支援時間	(通常) 午前9時～午後6時まで (時間外) 午前6時～9時まで 午後6時～10時まで 宿泊	時間外（早朝3時間、夜間4時間）、宿泊については野田市は対応していない

(7) 支援場所

区分	支援場所	備考
①生活援助	利用者の居宅	家庭生活支援員 原則1名配置
②子育て支援	家庭生活支援員の居宅	同上
	講習会等職業訓練を受講している場所	家庭生活支援員 原則2名配置
	児童館、母子生活支援施設など母子家庭等の利用しやすい場所	同上

(8) 利用者費用負担基準

利用家庭の区分	利用者の負担額（1時間当たり）	
	生活援助	子育て支援
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	150円	70円
その他の世帯	300円	150円